

大会開催に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止対策 ver.3

令和4年2月12日

成田市少年野球連盟

成田市少年野球連盟（以下、「本連盟」という。）は、「新型コロナウイルス感染予防のため」次の事項を定める。これは本連盟主催大会に限り当分の間適用するものとする。

1 大会運営上の留意事項

- (1) 開会式の実施についてはその都度協議し決定する。
- (2) 大会に参加する選手は、保護者の承諾を得た者でなければならない。
- (3) 大会に参加する選手は、学校から配付された健康観察を記録するための用紙に必要事項を記入し、すべての項目に異常が認められない者でなければならない。
- (4) 本連盟役員、指導者、審判員、保護者等（以下「大会関係者」という。）は検温等を実施し、体調に異変がない者でなければ大会施設等へ入場してはならない。
- (5) 大会期間中、出場チームは、日々当該チームに帯同するすべての選手及び大会関係者の出席者名簿（別紙参照）（以下、「名簿」という。）を作成し、各人の健康状態等を把握しなければならない。なお、その名簿は球場責任者へ提示し、記載内容等の確認を受けなければならない。
- (6) 名簿は出場チームの責任において各自1か月間保有し、関係機関から要請があった場合は開示しなければならない。
- (7) 本連盟役員及び審判員等の内、各チームに帯同しない者の名簿は別に作成し、その扱いは上記（5）及び（6）と同様とする。
- (8) グラウンド、観覧席等の施設へ入場する者のマスク着用を義務付ける。
- (9) グラウンド、観覧席等の施設へ入退場する者は、その都度、本連盟が用意する消毒液で手指消毒等に努めなければならない。
- (10) グラウンドへの入場及び退場時の挨拶は無言とする。
- (11) 同一日に同一会場で行う試合数は2試合までとする（最終日及び運営上止むを得ないと認められる場合は除く。）。
- (12) 同一チームが同一日に行う試合数は1試合までとする（最終日及び運営上止むを得ないと認められる場合は除く。）。
- (13) 第1試合終了予想時刻と第2試合開始予定時刻の間は2時間以上設けることとする（最終日及び運営上止むを得ないと認められる場合は除く。）。
- (14) 対戦を終えたチーム（関係者）は速やかに施設から離れなければならない。
- (15) 第2試合対戦チーム（関係者）の試合会場入りは、試合開始予定時刻の1時間前からとする。
- (16) ゴミは各自持ち帰ることとする。
- (17) 大会期間中、新型コロナウイルス感染症に起因する大会延期、又は参加選手等に対する制限等は別表のとおりとする。
- (18) 上記（17）の別表のうち、参加選手に対する制限を適用したことにより大会出場が困難となった場合、当該チームは大会出場を辞退又は棄権しなければならない。
- (19) 大会関係者は大会実施が可能な状況か否か等、常に情報収集及び大会本部への報告等に努めなければならない。
- (20) 大会開催（参加）が原因で新型コロナウイルスに感染した又は感染したことが疑われる場合であっても、本連盟は一切その責任を負わない。
- (21) 感染防止を理由に出場を辞退又は棄権するチーム又は個人に対して本連盟は罰則を

求めない。なお、チーム内において出場を辞退した個人に対して罰則等を課す又は求めてはならない。

2 試合運営上の留意事項

- (1) 対戦関係者間等の握手を禁止する。
- (2) メンバー表の交換時に立ち会う審判員、監督、主将及び本連盟役員はマスクを着用しなければならない。
- (3) 試合開始前及び終了後の挨拶はベンチ前で行うこととし、その際、選手間の距離は十分確保することとする。
- (4) 選手紹介等の放送を用いる場合は、必要最小限の人数で対応することとする。
- (5) ベンチ入りする大人はマスクを着用しなければならない。
- (6) 出場選手のマスク着用は否定しない。なお、着用しない場合であっても常に携帯しなければならない（ベンチ内においては着用を推奨する。）。
- (7) 介護員はベンチ入りせず、ベンチ周辺で常に待機し必要に応じてその役割に努めることとする。
- (8) 攻撃チームの控え選手はベンチから一時的に離れても差し支えない。
- (9) 歌を用いた応援、ベンチ前の円陣を組んだ声出し等を禁止する。
- (10) 試合後のエール交換は省略する。
- (11) 出場チームは大会期間中、常に消毒液を携帯し、試合中及び試合後等は、次の対応に努めなければならない。なお、それに係る一切の費用は出場チームの負担とする。
 - ア 共用する用具等の消毒
 - イ 試合後のベンチ内の椅子、机等の消毒
 - ウ その他必要と判断される随時の消毒
- (12) 審判員のマスク又はマスクシールド等の着用は、審判員自らの判断とする。なお、着用しない場合であっても常に携帯しなければならない。
- (13) 審判員を含む他者への水分提供は不要とする。ただし、緊急時はこの限りではない。

3 その他

本書記載事項は、必要に応じて随時見直すこととする。

別表

状 況		参 加 選 手	大会関係者
1	市内小中学校が休校になったことが確認された場合 ^注	大会を延期、中断又は中止する。	
2	市外小中学校が休校になった場合 ^注	休校期間中、当該校に在籍する者またはその同居人は参加してはならない。	左記に該当する者の同居人は参加してはならない。
3	小学校が学年閉鎖になった場合 ^注	閉鎖期間中、当該校の当該学年に在籍する者は参加してはならない。	
4	小学校が学級閉鎖になった場合 ^注	閉鎖期間中、当該校の当該学級に在籍する者は参加してはならない。	
5	中学校が学年閉鎖になった場合 ^注	閉鎖期間中、当該校の当該学年に在籍する者の同居人は参加してはならない。	
6	中学校が学級閉鎖になった場合 ^注	閉鎖期間中、当該校の当該学級に在籍する者の同居人は参加してはならない。	
7	感染が判明した場合	陰性または陰性と同等と認められるまで参加してはならない。	
8	濃厚接触者に特定された場合	待機期間は参加してはならない。	
9	発熱や風邪症状が見られる場合	参加してはならない。	
10	同居人に発熱や風邪症状が見られる場合		
11	同居人が濃厚接触者に特定された場合	同居人の待機期間は参加してはならない。	
12	濃厚接触者ではないが医師や保健所の指示等でPCR検査等を受けた場合	陰性が確認されるまで参加してはならない。	
13	同居人が濃厚接触者ではないが医師や保健所の指示等でPCR検査等を受けた場合	同居人の陰性が確認されるまで参加してはならない。	
14	今後濃厚接触者に特定される可能性がある場合。	参加してはならない。	
15	上記に該当しない事案等が発生した場合	その都度対応を協議し決定する。	

注 休校、学年閉鎖及び学級閉鎖（以下「休校等」という。）期間の解釈
「学校が定めた休校等の期間に連続する土日祝日等あらかじめ学校が休みである日を含む。」ものとする。